

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 30 日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市手稲区稲穂3条3丁目9-15

氏 名 鹿島道路株式会社北海道支店

執行役員支店長 國枝 永一

電話番号 011-699-7744

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島道路株式会社北海道支店
事業場の所在地	札幌市手稲区稲穂3条3丁目9-15
計画期間	2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	売上高1300億円 資本金40億円
③ 従業員数	90名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類 再生処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化 ・汚泥 処理業者へ委託 ・廃プラスチック類 再生処理業へ委託 → 原料として再資源化 ・木くず 再生処理業者へ委託 → 木材チップとして再資源化 ・金属くず 鉄・非鉄に分別→電炉メーカー（鉄）・商社（非鉄）へ売却

（日本工業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①にて添付

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現場における分別の徹底		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 更なる現場における分別の徹底		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、金属くずは分別するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、廃プラスチック、がれき類についても分別を実施。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類の再生利用を実施する予定。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②にて添付	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も委託基準に従い、産業廃棄物処理の処理を委託できる業者を選 定し書面による契約を実施。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

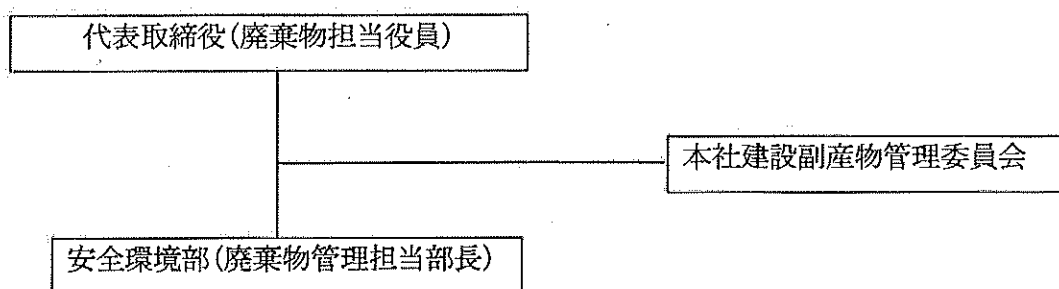
別紙①：管理体制図

○廃棄物処理に関する管理体制

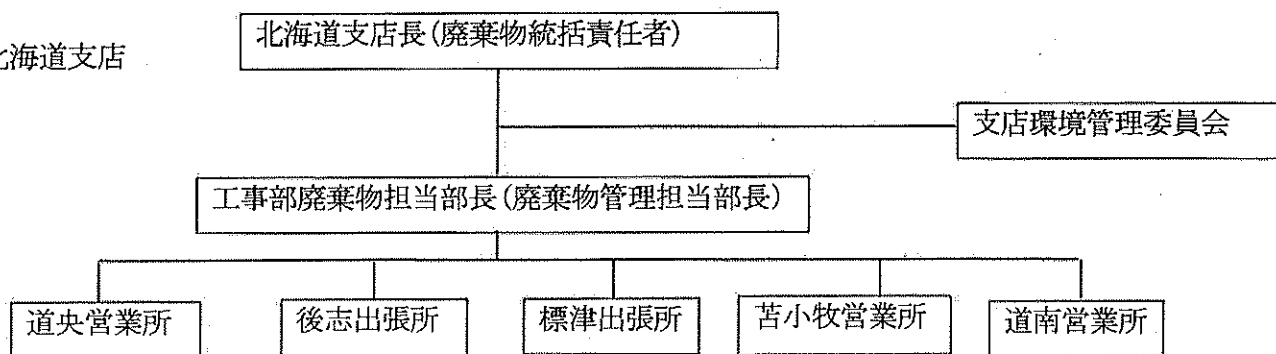
統括責任者		組織名：鹿島道路㈱北海道支店 役職：執行役員支店長
廃棄物担当		組織名：工事部 組織人数：6名
役割	営業所環境管理委員会	○廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－支店長 委員－関連部長 ・事務局－工事部安全環境課
	廃棄物統括処理責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○営業所の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長及び出張所長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

○廃棄物処理に関する管理体制

本社



北海道支店



①現状

②計画

[illegible]